

自動販売機設置 事業者募集要項

【遊亀公園附属動物園】

目 次

1. 物件概要等	1
(1) 募集物件	1
(2) 施設概要	1
2. 応募資格要件	1
3. 設置条件等	2
(1) 設置期間	2
(2) 設置許可	2
(3) 売上手数料	2
(4) 電気代	2
(5) 機器仕様等	3
(6) 設置期限	3
4. 入札参加申込み	3
(1) 申込期間	3
(2) 申込場所	3
(3) 提出書類	3
5. 質問書の提出及び回答	4
(1) 受付期間	4
(2) 提出方法・提出先	4
(3) 質問への回答	4
6. 入札参加の辞退	4
7. 入札参加資格確認通知書の交付	4

8. 入札	4
(1) 入札及び開札の日時・会場	4
(2) 入札の受付	4
(3) 入札当日持参するもの	4
(4) 入札保証金	5
(5) 入札方法等	5
(6) 無効な入札	5
9. 落札者の決定	5
(1) 開札	5
(2) 落札者の決定	6
(3) 落札者の決定取り消し等	6
10. 入札結果等の発表	6
11. 契約の締結	6
(1) 提出書類	7
(2) 提出期間	7
(3) 提出場所	7
(4) 契約保証金	7
(5) その他	7
12. その他	7
13. 問い合わせ先	8

遊亀公園附属動物園自動販売機設置事業者募集要項
(制限付き一般競争入札)

遊亀公園附属動物園では、施設内に自動販売機（飲料水等）を設置する事業者（以下「設置事業者」という。）を制限付き一般競争入札により募集します。

本募集は、利用者の利便性向上を目的として、都市公園法、甲府市都市公園条例等関係法令に基づく許可（以下「設置許可」という。）をし、都市公園における自動販売機の設置及び管理運営を実施していただくものです。

なお、入札への参加を希望される方は、本募集要項のほか、仕様書等を熟読し、内容を承知した上で参加してください。

1. 物件概要等

(1) 募集物件

施設名 遊亀公園附属動物園

所在地 甲府市太田町10番1号

物件番号	設置場所	設置可能面積	設置台数	備考
1-1	無料休憩所	2.00㎡	1	屋外設置
1-2	無料休憩所	2.00㎡	1	屋外設置

※ 貸付面積には、転倒防止器具・放熱余地・子メーター設置部分・使用済容器回収ボックス設置部分を含みます。

(2) 施設概要

- ①開園時間 7～9月 午前9時から午後5時（入園は午後4時30分まで）
11～3月 午前9時30分から午後4時30分（入園は午後4時まで）
- ②開園日 次の休園日を除く日
- ・月曜日（ただし月曜日が祝日、振替休日の場合は翌火曜日）
 - ・年末年始（12/29～1/1）
- ③利用者数
- ・令和2年度 入園者数→96,164人（4/14～6/6休園）
 - ・令和3年度 入園者数→99,176人

2. 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する一般競争

入札に参加させることができない者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない法人又は個人であること。

- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員ではないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員ではないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）ではないこと。
- (5) 法人にあつては山梨県内に本店・支店または営業所を有し、個人にあつては山梨県内に事業所等を設けて事業を営んでいること。
- (6) 自動販売機の設置業務において自ら管理・運営する3年以上の実績を有し、かつ現時点においても行っている者であること。
- (7) 国税及び本店・支店等が所在する市町村の税を滞納していないこと。

3. 設置条件等

(1) 設置期間

令和4年7月1日から令和4年9月30日までとし、更新はできないものとします。

(2) 設置許可

都市公園法第5条第1項に基づき、本市が設置事業者に対し自動販売機の設置を許可します。設置にあたっては、都市公園施設設置許可申請書（甲府市都市公園条例施行規則第3号様式）に必要な書類を添えて、申請手続きを行っていただきます。

許可に伴う公園使用料は、設置面積に1㎡1年当たり3,900円を乗じた金額となります。

(3) 売上手数料

前記「2. 応募資格要件」を満たした応募者の方から、売上手数料率に関する入札書を提出いただき、本市が設定する予定価格（率）以上で、最も高い手数料率を入札いただいた方に、自動販売機の設置を許可いたします。

売上手数料は、自動販売機の毎月の売り上げの合計額（税込）に、落札した売上手数料率を乗じた金額となります。

(4) 電気代

自動販売機にかかる電気代は、公園使用料、売上手数料とは別に、設置事業者が甲府市に対して支払うものとします。

電気代は、貸付場所を包含する施設全体の電気料金に、貸付場所を包含する施設全体の電気使用量に対する子メーターの使用量の割合を乗じた額となります。

(5) 機器仕様等

機器仕様等については別紙仕様書のとおりとします。

(6) 設置期限

落札日から令和4年7月8日（金）までに設置することとします。

4. 入札参加申込み

入札への参加を希望される

方は、次の提出書類を申込期間内に申込場所まで持参してください。

また、申込期間内に提出されない場合及び提出書類に不備がある場合は、受付できませんので、ご留意ください。

- (1) 申込期間 令和4年5月23日（月）から令和4年6月3日（金）まで
（この期間内の市の休日を除く）
午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 申込場所 甲府市まちづくり部まち開発室公園緑地課（甲府市役所本庁舎6階）
〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号
- (3) 提出書類（各1部）

	提出書類	法人	個人
①	一般競争入札参加申込書（様式第1号）	○	○
②	誓約書（様式第2号）・役員等名簿（別紙）	○	○
③	法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	○	—
④	住民票	—	○
⑤	業務実績及び県内に本店・支店等を有することの申告書（様式第3号）	○	○
⑥	業務実績を証する書類（契約書の写等）	○	○
⑦	印鑑登録証明書	—	○
⑧	国税及び本店・支店等が所在する市町村の税の納税証明書	○	○
⑨	設置する自動販売機のカタログ	○	○

※ ③・④・⑦・⑧については、発行3ヶ月以内の原本又は原本の写しとします。

ただし、原本の写しの場合は、原本を持参してください。

※ 複数物件に参加する場合であっても、提出書類は事業者ごとに1部で結構です。

※ 提出書類は返却しません。

5. 質問書の提出及び回答

(1) 受付期間

令和4年5月23日（月）から令和4年5月31日（火）まで
受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 提出方法・提出先

質問書（様式第6号）により電子メールにて提出してください。
提出先 電子メール：tosikoen@city.kofu.lg.jp

(3) 質問への回答

すべての質問と回答を取りまとめて、令和4年6月1日（水）に甲府市ホームページへ「質問回答書」を掲載します。

6. 入札参加の辞退

入札参加申込書提出後、都合により入札参加を辞退される場合は、入札参加辞退届（様式第7号）を、令和4年6月10日（金）までに提出してください。

なお、参加を辞退された場合も、既に提出された書類は返却しませんのでご了承ください。

7. 入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込みの提出書類により入札参加資格の有無を確認し、「入札参加資格確認通知書」を申請者あてに、令和4年6月6日（月）付けで送付します。この通知書の「入札参加資格の有無」欄の「有」に○印が付された者のみが入札に参加することができます。なお、この通知書が到着しないときは、必ず「13. 問い合わせ先（公園緑地課）」に電話で問い合わせてください。

8. 入札

(1) 入札及び開札の日時・会場

日 時：令和4年6月15日（水） 午前11時00分
会 場：甲府市役所本庁舎 本庁舎7階 会議室7-1

(2) 入札の受付

- ① 入札受付は、入札会場にて、入札日時の10分前から行います。
- ② 入札時間に遅れた場合は、入札に参加できません。
- ③ 「入札参加資格確認通知書」を提示してください。
- ④ 入札会場に入室できる方は、1申込みにつき1名とします。

(3) 入札当日持参するもの

- ① 「入札参加資格確認通知書」
- ② 「印鑑」

一般競争入札参加申込書に押印した申込人の印を持参してください。ただし、代理人が入札に参加する場合には、申込人（委任者）の印は必要ありませんが、代理人は委任状に押印した代理人使用印を持参してください。

③ 「身分証明書」

申込人又は代理人であることを証明できるもの（運転免許証など）

④ 「委任状」

代理人により入札する場合は、委任状（様式第5号）に必要事項を記入して持参してください。

⑤ 「入札書」

入札当日にも入札書（様式第4-1号）を配りますが、あらかじめ入札書を作成しておく場合は、添付されている入札書を複写して使用し、必要事項を記入して持参してください。

(4) 入札保証金

免除

(5) 入札方法等

- ① 入札書は、入札者又はその代理人が直接提出してください。（郵送による提出はできません。）
- ② 入札書は、物件番号ごとに記載し、提出してください。
- ③ 代理人により入札するときは、必ず「委任状」を提出してください。
- ④ 提出された入札書は、その事由の如何にかかわらず、書換え、引換え又は撤回することはできません。
- ⑤ 入札書には、売上に乗ずる手数料率（%表記で小数点第1位まで記載、消費税抜き）を記載してください。
- ⑥ 入札者が1者の場合も入札を実施します。

(6) 無効な入札

- ① 入札に参加する資格のない者がした入札
- ② 入札に関して不正行為があった入札
- ③ 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱により必要事項を確認し難い入札
- ④ 同一の入札について、二以上の意思表示をした入札
- ⑤ 入札書の入札数字を訂正した入札
- ⑥ 担当職員の指示に従わない者がした入札
- ⑦ 「入札公告」及び「募集要項」に違反する入札

9. 落札者の決定

(1) 開札

- ① 開札は、入札の場所において入札の終了後、直ちに行います。
- ② 入札者又はその代理人は、開札に立ち会わなければなりません。入札者又はその代理

人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない甲府市職員を立ち会わせて開札を行います。

(2) 落札者の決定

- ① 甲府市が定める予定価格（率）以上で、最高の売上手数料率をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- ② 落札者となるべき者が2者以上あるときは、「くじ」により落札者を決定します。この場合、入札者は「くじ」を辞退することはできません。
- ③ 開札の結果、落札者があるときは、落札者の氏名（法人の場合はその名称）及び落札金額を発表します。また、落札者がいないときは、最高の入札額を発表します。

【再度の入札】

- ① 開札の結果、落札者がいないときは、直ちに再度入札を行います。
- ② 再度入札は、1回のみ行います。
- ③ 再度入札に参加できる者は、最初の入札に参加し、有効な入札を行った者に限ります。
- ④ 再度入札においては、その前回の入札の開札時に公表した最高の入札額を上回る金額で入札してください。上回らない入札は無効となります。
- ⑤ 再度入札をしても、なお、落札者がいない場合は、再度入札において最高の入札率をもって入札した方と協議し、見積書（様式第4-2号）の提出を受け、予定価格（率）以上の金額で契約の相手方を決定し、随意契約することがあります。

(3) 落札者の決定取り消し等

- ① 落札者が次のいずれかに該当する場合、落札者としての資格を取り消すものとします。
 - ・ 契約書の提出期日までに書類が提出されなかったとき。
 - ・ 落札後に申請書等への虚偽の記載があったことが判明したとき。
 - ・ 落札者が著しく社会的信用を損なう行為等により、設置事業者としてふさわしくないと甲府市が判断したとき
- ② ①のいずれかにより、落札者としての決定を取り消したとき及び落札者が契約を締結しないときは、当該落札者の次に高額の入札額を示した者と随意契約交渉を行うものとします。

10. 入札結果等の発表

落札者名及び落札金額等について、甲府市ホームページ等で公表しますので、あらかじめご了承ください。

11. 契約の締結

設置事業者として決定した者は、次の提出書類を提出期間内に提出場所まで持参又は郵送して、別添の契約書にて契約を締結してください。

(1) 提出書類

- ① 都市公園施設設置許可申請書（甲府市都市公園条例施行規則第3号様式）
- ② 契約書2部
- ③ 印鑑登録証明書（設置事業者及び契約保証人のもの各1部）

※ 発行日から3ヶ月以内のものに限る

(2) 提出期間

令和4年6月16日（木）から令和4年6月24日（金）まで

午前8時30分から午後5時15分まで

郵送の場合は、令和4年6月27日（月）午後5時15分までに必着のこと

(3) 提出場所

甲府市 まちづくり部 まち開発室 公園緑地課

〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号

(4) 契約保証金

- ① 設置事業者として決定した者は、契約締結に際して、契約保証金として売上手数料率に予定数量を乗じた額の100分の10の額を納入しなければなりません。

ただし、甲府市契約規則（昭和50年規則第66号）第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は、免除とします。

- ② 契約保証金の納入は、甲府市の発行する納入通知書により指定金融機関にて行ってください。
- ③ 契約保証金は、貸付料の納入が遅延した場合においてこれに充当するほか、貸付に伴う一切の損害賠償に充当します。
- ④ 契約保証金は、契約期間が満了し、貸付物件の原状回復を確認後、請求に基づき利息を付さずに返還します。

(5) その他

- ① 設置事業者として決定した者が提出期間内に提出書類を提出せず、契約を締結しない場合には、設置事業者となる効力を失います。
- ② 貸付契約は申込人名義で行います。
- ③ 契約締結に要する費用は、すべて設置事業者の負担とします。
- ④ 契約には、契約保証人が必要となります。

12. その他

本要項に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、甲府市財務規則（昭和62年規則第1号）及び甲府市契約規則（昭和50年規則第66号）の定めるところによるものとします。

13. 問い合わせ先

甲府市まちづくり部まち開発室公園緑地課（甲府市役所本庁舎6階）

〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号

電話：055-223-6101

様式第 1 号

一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

甲 府 市 長 様

申込人 住所及び所在地

氏名又は名称

及び代表者名

印

電話番号

次の自動販売機の設置許可に係る一般競争入札に参加したいので、必要書類を添付して申し込みます。

なお、落札者の氏名（法人の場合はその名称）及び落札手数料率等を公表することについて同意します。

1. 入札を希望する物件

次の物件への入札を申し込みます。

物件番号	設置場所	設置可能面積	設置台数	備考
1 - 1	無料休憩所	2. 0 0 m ²	1 台	屋外設置
1 - 2	無料休憩所	2. 0 0 m ²	1 台	屋外設置

2. 添付書類（各 1 部）

- ① 誓約書（様式第 2 号）
- ② 【法人】法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 【個人】住民票
- ③ 業務実績及び県内に本店・支店等を有することの申告書（様式第 3 号）
- ④ 【個人】印鑑登録証明書 ⑤ 国税・市町村税の納税証明書
- ⑥ 設置する自動販売機のカタログ

3. 担当者名等

担当者名：_____

電話番号：_____

メールアドレス：_____

誓 約 書

令和 年 月 日

甲 府 市 長 様

申込人 住所及び所在地

氏名又は名称

及び代表者名

印

私は、遊亀公園附属動物園の自動販売機設置に係る一般競争入札への参加申込みにあたり、募集要項及び仕様書等の記載事項を承諾し、次の要件のいずれにも該当していることを誓約します。

事実と相違することが判明した場合には、甲府市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

なお、甲府市が必要と認める場合には、別紙「役員等名簿」を山梨県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が甲府市と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第 2 項各号に掲げる者のいずれにも該当しない法人又は個人であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 6 号に規定する暴力団及び暴力団員でないこと。また、暴力団関係業者を利用していないこと。役員・使用人等が暴力団関係者ではないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 法人にあつては、山梨県内に本店・支店または営業所を有し、個人にあつては、山梨県内に事業所等設けて事業を営んでいること。
- (6) 自動販売機の設置業務において自ら管理・運営する 3 年以上の実績を有し、かつ現時点においても行っている者であること。
- (7) 国税及び本店・支店等が所在する市町村の税を滞納していないこと。

別紙

役員等名簿

令和 年 月 日現在の役員等

役職	ふりがな 氏名	性別	住所	生年月日

1. 氏名には、ふりがなを付けてください。
2. 当名簿に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者であり、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。

様式第3号

業務実績及び県内に本店・支店等を有することの申告書

令和 年 月 日

甲 府 市 長 様

申込人 住所及び所在地

氏名又は名称

及び代表者名

印

電話番号

私は、遊亀公園附属動物園の自動販売機設置に係る一般競争入札への参加申込みにあたり、次のとおり申告します。

事実と相違することが判明した場合には、甲府市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

1. 山梨県内における本店、支店、営業所又は事業所等の名称及び所在地

名 称	所在地

2. 自動販売機の設置業務において自ら管理・運営する3年以上の実績を有し、かつ現時点においても行っている実例

設置場所の所有者	設置施設の名称等	所在地	設置台数	設置期間

(記載上の注意)

- ・国、地方公共団体の施設での実例があれば、優先して記載すること。
- ・複数の実例がある場合は、直近のものを3件まで記載すること。
- ・設置場所の所有者が、団体又は民間企業等の場合は、団体名又は企業名を、個人の場合は、「民間私人」と記載すること。
- ・設置施設の名称等の欄には、施設名（〇〇事務所、〇〇高等学校等）を記載すること。

様式第4-1号

入札書(第 回)

施設名称：遊亀公園附属動物園

所在地：甲府市太田町10番1号

物件番号	入札手数料率
1-1	・ %
1-2	・ %

遊亀公園附属動物園へ設置する自動販売機の売上手数料率として、募集要項及び仕様書等の記載事項を承諾した上で入札します。

令和 年 月 日

申込人 住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者名

印

上記代理人

氏名

印

甲府市長様

(注意事項)

- 1 契約を希望する手数料の率を記入してください。
- 2 消費税を除いた手数料率とし、小数点第1位までを記入してください。
- 3 金額の数字に訂正がある場合は、無効となります。

様式第4-2号

見 積 書

施設名称：遊亀公園附属動物園

所在地：甲府市太田町10番1号

物件番号	見積手数料率
1-1	・ %
1-2	・ %

遊亀公園附属動物園へ設置する自動販売機の売上手数料率として、募集要項及び仕様書等の記載事項を承諾した上で見積もりします。

令和 年 月 日

申込人 住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者名

印

上記代理人

氏 名

印

甲 府 市 長 様

(注意事項)

- 1 契約を希望する手数料の率を記入してください。
- 2 消費税を除いた手数料率とし、小数点第1位までを記入してください。
- 3 金額の数字に訂正がある場合は、無効となります。

委 任 状

令和 年 月 日

甲 府 市 長 様

申込人（委任をした方）住所及び所在地

氏名又は名称

及び代表者名

印

私は、遊亀公園附属動物園の自動販売機の設置許可に関し、次の者を代理人と定め、次の物件の一般競争入札に関する事及びこれに付帯する一切の権限を委任します。

物件番号	設置場所	設置可能面積	設置台数	備考
1-1	無料休憩所	2.00㎡	1台	屋外設置
1-2	無料休憩所	2.00㎡	1台	屋外設置

代理人（委任された方）

〒

住 所 _____

(フリガナ)

氏 名 _____

電話番号 _____

代理人使用印

※ 朱肉を使う印鑑とします。

(注意)

- 1 委任状は、申込人（委任をした方）が全て記入してください。
- 2 申込人は、入札参加申込書と同じ印を押印してください。
- 3 代理人は、代理人が入札で使用する印を押印してください。
- 4 付帯する権限として、協議による随意契約に係る見積書の提出を含むものとします。

質 問 書

令和 年 月 日

甲 府 市 長 様

申込人 郵便番号

住所及び所在地

氏名又は名称

及び代表者名

担当者 氏 名

電話番号

F A X

メールアドレス

遊亀公園附属動物園の一般競争入札に参加申込みにあたり、次のとおり質問します。

質問番号	物件番号	質問内容
1		
2		
3		
4		

(注意)

- 1 質問は、物件番号ごとに記載してください。(全般的事項の場合は、物件番号不要)
- 2 質問のない場合は、提出する必要はありません。
- 3 本紙で不足する場合は、別紙を添付してください。

様式第7号

入札参加辞退届

令和 年 月 日

甲 府 市 長 様

申込人 郵便番号

住所及び所在地

氏名又は名称

及び代表者名

印

私は、遊亀公園附属動物園の一般競争入札に参加申込みをしましたが、都合により辞退します。

辞退の理由 _____

契 約 書 (案)

甲府市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、乙が甲の都市公園の設置許可に基づき設置する自動販売機（以下「自販機」という。）による販売に関し、次の条項により契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（信義誠実等の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 乙は、設置許可物件が都市公園内の市有財産であることを常に考慮し、適正に使用するよう留意しなければならない。

（設置許可物件）

第2条 設置許可物件は、次のとおりとする。

物件番号	施設名称	所在地	設置場所	設置面積	設置台数

（指定の用途）

第3条 乙は、前条の設置許可物件を自動販売機設置場所（以下「指定用途」という。）のために使用しなければならない。

2 乙は、設置許可物件を指定用途に使用するにあたって、別紙仕様書に記載された事項を遵守しなければならない。

（設置許可期間）

第4条 設置許可期間は、令和4年7月1日から令和4年9月30日までとする。

（契約更新等）

第5条 本契約は、前条に定める貸付期間の満了時において、本契約の更新（使用の継続によるものを含む。）又は設置許可期間の延長は行わないものとする。

（公園使用料）

第6条 公園使用料は、次に掲げるとおりとする。

期 間	公園使用料
令和4年 7月 1日～ 令和4年 9月30日	円

2 乙は、甲の指定する期日までに、甲府市都市公園条例（昭和32年12月条例第52号）に基づき、都市公園施設設置許可申請書（甲府市都市公園条例施行規則第3号様式）の提出を行わなければならない。

- 3 乙は、公園使用料の支払いについて、甲の発行する納入通知書により、納入期限までに納入しなければならない。

(売上手数料)

- 第7条 売り上げに応じて乙が甲に収める手数料（以下、「売上手数料」という。）の率（以下、「売上手数料率」という。）は、別紙「売上手数料率」のとおりとする。
- 2 売上手数料は、各自販機の売上実績額（税込）に別紙「売上手数料率」に規定する各自販機の売上手数料率をそれぞれ乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。
 - 3 乙は、各自販機に係る各月ごとの売上数、売上実績額（税込）を当該月の翌月10日までに書面により甲に報告するものとする。
 - 4 乙は、売上手数料の支払いについて、令和4年10月に甲の発行する納入通知書により、納入期限までに納入しなければならない。

(電気料金)

- 第8条 自販機の設置・運営に必要となる電気料金については、乙が負担するものとする。
- 2 電気料金を算定するため、乙は、乙の負担で専用の子メーターを設置するものとする。
 - 3 電気料金は、令和4年10月に徴収するものとし、甲の発行する納入通知書により、納入期限までに納入しなければならない。
 - 4 電気料金は、貸付場所を包含する施設全体の電気料金に、貸付場所を包含する施設全体の電気使用量に対する子メーターの使用量の割合を乗じた額とする。

(遅延損害金)

- 第9条 乙は、甲が定める納入期限までに公園使用料、売上手数料及び電気料金（以下「公園使用料等」という。）を納入しなかったときは、その翌日から支払の日までの日数に応じて年14.6パーセントの割合で計算した遅延損害金を支払わなければならない。

(充当の順序)

- 第10条 乙が公園使用料等及び遅延損害金を納入すべき場合において、乙が納入した金額が公園使用料等及び遅延損害金の合計額に満たないときは、遅延損害金から充当する。

(かし担保)

- 第11条 乙は、本契約の締結後、設置許可物件に数量の不足又は隠れたかしのあることを発見しても、甲に対し、公園使用料等の減免及び損害賠償等の請求をすることができない。

(維持保全義務)

- 第12条 乙は、設置許可物件を常に善良な管理者の注意をもって維持保全に努めなければならない。
- 2 乙は、設置許可物件の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、直ちにその状況を甲に対し報告しなければならない。

(費用負担)

- 第13条 自販機の設置、維持管理及び撤去に要する費用は、乙の負担とする。

(一括委託の禁止)

第14条 乙は、本契約に基づく自販機設置事業の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託してはならない。

(第三者への損害賠償義務)

第15条 乙は、設置許可物件を指定用途に使用したことにより第三者に損害を与えたときは、甲の責に帰すべき事由によるものを除き、その賠償の責を負うものとする。

2 甲が、乙に代わって前項の賠償の責を果たした場合には、甲は、乙に対し当該賠償費用について求償することができるものとする。

(商品等の盗難又は毀損)

第16条 甲は、設置された自販機、使用済容器回収ボックス、当該自販機で販売する商品若しくは当該自販機内の売上金又は釣銭の盗難又は毀損について、甲の責に帰することが明らかな場合を除き、その責を負わない。

(禁止義務)

第17条 乙は、次に掲げる事項を行ってはならない。

(1) 設置許可物件を第三者に転貸し、又は本契約によって生じる権利等を譲渡し、若しくはその権利等を担保にすること。

(2) 甲の承諾なく設置許可物件の形質を変改すること。

(3) 甲の承諾なく設置許可物件に構築物を設置すること。

(実地調査等)

第18条 甲は、設置許可期間中、必要に応じて設置許可物件の使用状況及び売上状況等について実地に調査し、乙に対し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 甲は、乙が提出した報告に疑義のあるときは、自ら調査し、乙に対し詳細な報告を求め又は是正のために必要な措置を講ずることができる。

3 乙は、正当な理由がなく報告の提出を怠り、実地調査を拒み、妨げてはならない。

(契約の解除)

第19条 甲は、乙が本契約に定める義務に違反した場合には、本契約を解除することができる。

2 甲は、公用、公共用又は公益事業の用に供するため設置許可物件を必要とするときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第5項において準用する同法第238条の5第4項の規定に基づき、本契約を解除することができる。

3 甲は、乙に次の各号のいずれかに該当する行為又は事実があった場合には、乙に対し催告その他何らの手続きを要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

(1) 契約に先立ち乙から提出された入札に関する各種提出書類(入札参加申込書、誓約書等)に虚偽の事実が認められたとき。

(2) 公園使用料等その他の債務の支払いを納期限から2か月以上怠ったとき。

(3) 手形・小切手が不渡りになったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。

(4) 差押・仮差押・仮処分・競売・保全処分・滞納処分等の強制執行の申立てを受けたとき。

(5) 破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申立てを受け、若しくは申立てをしたとき。

(6) 甲の書面による承諾なく、借受人が2か月以上貸付物件を使用しないとき。

- (7) 甲の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。
 - (8) 乙の信用が著しく失墜したと甲が認めるとき。
 - (9) 資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、甲が契約を継続しがたい事態になったと認めるとき。
 - (10) 設置許可物件及び設置許可物件が所在する行政財産としての用途又は目的を乙が妨げると認めるとき。
 - (11) まえ各号に準ずる事由により、甲が契約を継続しがたいと認めるとき。
- 4 甲は、乙又は乙の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したときは、催告なしにこの契約を解除することができる。
- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が前各号のいずれか該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- (原状回復)
- 第20条 乙は、第4条に規定する設置許可期間が満了したとき、又は前条の規定により契約が解除されたときは、甲の指定する日までに設置許可物件を原状回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が原状に回復する必要がないと認めるときはこの限りではない。
- (損害賠償)
- 第21条 乙は、本契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (有益費の請求権の放棄)
- 第22条 乙は、第4条に規定する貸付期間が満了したとき、又は第20条の規定により契約が解除されたときにおいて、設置許可物件に投じた有益費、修繕費その他の費用があってもこれを甲に請求することができない。
- (契約の費用)
- 第23条 本契約の締結及び履行に関して必要な費用は、すべて乙の負担とする。
- (契約保証人)
- 第24条 契約保証人は、乙と連携して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。
- (契約保証金)

第25条 契約保証金は、免除する。

※ 免除しない場合は、次のとおり記載する。

第25条 契約保証金は、金〇〇〇円とし、乙は、契約締結に際し、甲の指示する手続きによりこれを納入しなければならない。

2 甲は、乙がその責めに帰すべき事由により、公園使用料等を支払わない場合において契約保証金を充当するほか、設置許可に伴う一切の損害賠償に充当する。

3 甲が第19条第1項、同条第3項又は同条第4項の規定により本契約を解除した場合においては、契約保証金は、甲に帰属する。

4 甲は、第4条の貸付期間を満了し、乙が設置許可物件を原状に回復して甲に返還したときは、これを確認後、乙の請求に基づき契約保証金を乙に返還する。この場合契約保証金に利息は付さない。

(疑義等の決定)

第26条 本契約に関して疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）によるほか、そのつど甲と乙とが協議して定めるものとする。

(管轄裁判所)

第27条 本契約に関する訴えの管轄は、甲府市を管轄区域とする甲府地方裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 甲府市丸の内一丁目18番1号

甲府市

甲府市長 樋口雄一 ⑩

乙

⑩

契約保証人

⑩

別紙「売上手数料率」（第7条関係）

物件番号	設置場所	販売品目	売上手数料率（%）
1 - 1	動物園 無料休憩所		%
1 - 2	動物園 無料休憩所		%